

## 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人(以下「請求人」という。)が平成30年1月15日付けで提起した処分庁仙台市青葉福祉事務所長(以下「処分庁」という。)による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条の規定による費用返還処分及び同月19日付けで提起した処分庁による保護廃止決定処分に対する審査請求について、両審査請求を併合して審理の上、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が平成29年11月17日付けH29青保二第412号で請求人に対してした法第63条の規定による費用返還処分及び平成29年11月7日付けH29青保一・青保二第1-11265号で請求人に対してした保護廃止決定処分は、いずれもこれを取り消す。

#### 第1 事案の概要

- 1 請求人は、平成25年12月2日に処分庁に対し法に基づく生活保護(以下「保護」という。)を申請し、処分庁は同日から保護を開始した。
- 2 請求人は、平成29年10月12日(以下特に断りのない限り日付は平成29年のものである。)に、○月○日に死亡した(以下「○」という。)の相続財産として、(以下「○」という。)から請求人の預金口座に○円の入金(以下「本件収入」という。)があった旨を処分庁に電話で伝えた。
- 3 処分庁の職員は、10月13日に請求人宅を訪問し、請求人から、本件収入については入金後すぐに○の支払いに充てたため、本件収入の残金は○になっている旨を聴取した。なお、請求人と処分庁の職員は、同日、請求人の預金口座がある○を訪れ、請求人の預金残高が○円であることを確認した。
- 4 請求人は、10月20日に処分庁を訪れ、本件収入を同月12日に受領した旨を記載した収入申告書を提出した。また、請求人は、本件収入を受領したことにより保護を辞退したいとして、同月20日付けで保護辞退届(以下「本件辞退届」という。)を提出した。
- 5 請求人は、10月30日に処分庁を訪れ、本件辞退届に係る保護を辞退する条件として、「徴収金額を3分の1まで減額すること」を処分庁に求めた。
- 6 処分庁は、本件収入及び本件辞退届の取扱いを検討するため、10月31日(なお、処分庁から提出されたケース診断会議記録票の開催年月日は「H29年11月1日」と記載されているが、誤記かと思われる。)にケース診断会議を開催し、本件収入については、○の死亡日以降に支給した保護費を法第63条に基づき返還させ、その残額を収入認定すること、また、遺産分割協議書等の挙証資料により本件収入の金額を確認後、請求人が6か月以上保護を要しなくなれば、10月12日付けで保護廃止とすることを決定した。また、本件辞退届については、5の請求人

からの条件を受け入れることができないため、保護の辞退を認めない決定をした。

- 7 処分庁は、**■**から提出された遺産分割協議書等により、本件収入が10月12日に請求人の預金口座に入金されたことを確認したことから、11月6日に保護の要否判定（以下「本件要否判定」という。）を行い、その結果、請求人世帯は6か月以上保護を要しない状況であったため、10月12日付けで保護を廃止する決定をし、11月7日付けH29青保一・青保二第1-11265号で保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」という。）を通知した。
- 8 処分庁は、本件収入の受領による法第63条の規定による返還額を**■**円と決定し、11月17日付けH29青保二第412号で法第63条の規定に基づく費用返還処分（以下「本件費用返還処分」という。）を通知した。
- 9 請求人は、本件費用返還処分を不服として、平成30年1月19日に本件費用返還処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- 10 請求人は、本件廃止処分を不服として、平成30年1月19日に本件廃止処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により本件費用返還処分及び本件廃止処分の取消しを求めている。

#### (1) 本件費用返還処分について

本件収入に対して返還額が多すぎる。

#### (2) 本件廃止処分について

保護廃止時期は、処分庁の職員から11月15日と言われていたもので、本件廃止処分通知書に記載されている保護廃止時期（10月12日）は誤りである。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、本件費用返還処分及び本件廃止処分は、処分庁として組織的に検討を行い、厚生労働省が示す関係法令に基づき適正に執行したものであり、以下の理由により違法又は不当な点はなく、適法かつ適切である旨主張している。

#### (1) 本件費用返還処分について

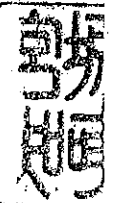
法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであることから、**■**の死亡日である**■**月**■**日以降の保護費の範囲内、かつ、本件収入の範囲内である**■**円を返還するよう決定した。なお、請求人の自立更生費については特段認められる事実がなかった。

#### (2) 本件廃止処分について

請求人世帯は、本件収入から法第63条に基づき返還を決定した**■**円を差し引いた**■**円を生活費に充てることにより、6か月を超えて保護を要しない状態が継続するものと判断し、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の12に基づき、本件収入の受領日である10月12日付けで保護を廃止した。

## 第3 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について



(1) 保護費の返還について

イ 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定している。

ロ 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。

ハ 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

ニ 生活保護手帳別冊問答集2017（以下「別冊問答集」という。）問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」は、第63条に基づく費用返還義務について、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としつつ、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とし、「次の範囲」としてアからオまでの5項目が挙げられている。

そのうちオでは、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額」（以下「自立更生費」という。）が挙げられている。

ホ 別冊問答集問13-6「費用返還と資力の発生時点」は、被保護者が財産を相続することになった場合の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、被相続人の死亡時と解すべきとしている。

(2) 保護の廃止等について

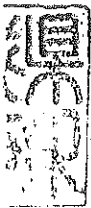
イ 保護の廃止について

(イ) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」と規定している。

(ロ) 課長通知第10の12の答の2の(2)では、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とし、また、保護を廃止する時期について、「保護の(中略)廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする」としている。

ロ 保護の要否判定について

(イ) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」と規定している。

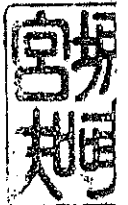


そして、同条の規定を受け、各種通知等で保護基準が定められており、その中で、年齢別、世帯人員別及び地域別等に区分した基準生活費及び加算等の最低生活費が定められている。

(ロ)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入との対比によって決定すること」としている。

#### ハ 収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1の(5)は、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること」としている。なお、局長通知第8の1の(1)から(4)までに該当する収入とは、勤労(被用)収入、農業収入、農業以外の事業(自営)収入及び恩給、年金等の収入である。



## 2 本件処分を検討について

### (1) 本件費用返還処分について

#### イ 法第63条に基づく返還請求をすることの可否

処分庁は、第1の6及び8のとおり、10月12日に本件収入を受領した請求人に対して、1の(1)のホの別冊問答集問13-6に基づき、**〇〇〇**の死亡日である〇月〇日に資力が発生していたとして、同日以降の保護費相当額の一部について、法第63条に基づく本件費用返還処分を行っているところ、**〇〇〇**の死亡時点で請求人が本件収入を現実に利用できたわけではない。そこで、被相続人が死亡した後、遺産分割協議前等のように資産を現実に利用できない場合においても、当該資産は法第63条の返還対象となる「資力」に当たるといえるのか検討する。

(イ)この点につき、法第63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を行う規定である。そこで、法第63条の返還対象となる「資力」とは、現実に利用できない場合であっても、客観的に存在し、かつ当該被保護者に帰属していれば足りると考える。

そして、相続は死亡によって開始し、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされ(民法(明治29年法律第89号)第882条、第896条本文)、また共同相続人による遺産分割手続の効力は相続開始時に遡るとされている(民法第909条本文)。そうすると、被保護者が遺産分割手続により取得した資産については、被相続人の死亡時に客観的に存在し、かつ当該被保護者に帰属したとして、法第63条の返還対象となる「資産」に当たるといえる。このことを定める1の(1)のホの別冊問答集問13-6(答)の内容は、法の趣旨に沿うものである。

(ロ)本件において、処分庁から提出された各資料からすると、本件収入は**〇〇〇**の財産を共同相続人による遺産分割協議書に従って請求人が相続したものと見える。したがって、10月12日に本件収入を受領した請求人に対して、**〇〇〇**の死亡日である〇月〇日に法第63条の返還対象となる「資力」が発生していたとして、法第63条に基づき、保護費相当

額の返還を求めるとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

ロ 返還額の決定について

請求人は、本件収入に対して返還額が多すぎると主張しているところ、本件費用返還処分における返還額の決定について、違法又は不当な点がないか検討する。

(イ) この点につき、法第63条は、返還すべき額について、受けた保護金品全額とせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額と規定し、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、保護金品の一部が被保護者の自立更生に資する形で使用され、もしくは使用されることが見込まれる等、全額を返還させるのが不適当な場合も考え得るため、被保護者の生活状況を知りつくし得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨であると考えられる。そして、1の(1)のニの別冊問答集問13-5により、保護の実施機関が自立更生費と認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、当該方針は法第63条の趣旨に沿うものといえる。

そこで、保護の実施機関が法第63条に基づく返還額を決定する際には、被保護者の生活状況を踏まえ、自立更生費の有無等について、一定の調査及び検討する必要があると考える。

(ロ) 本件において、第1の4のとおり本件辞退届を提出していることを考慮すると、請求人には本件収入の受領を契機として自立した生活を営みたいとする意思が少なからずあったといえる。また、請求人は、保護を辞退した後、就労する予定である旨処分庁の職員に話しており(10月30日付けケース記録票)、今後請求人において、自立した生活のために何らかの経費がかかるかもしれないことは容易に想像できる。それにもかかわらず、処分庁は、本件費用返還処分の際に請求人世帯の今後の生活設計等を把握し、自立更生費の有無等を調査及び検討した形跡は見当たらないし、またこのことに関する具体的主張はなされていない(処分庁は弁明書において、自立更生費については特段認められる事実はなかった旨述べるが、その具体的根拠や判断過程については、一切示されていない)。

したがって、処分庁は、請求人の自立更生費の有無等を調査及び検討した上で本件費用返還処分を行ったとはいえないため、処分庁の判断は違法又は不当であると言わざるを得ない。

なお、本件費用返還処分の対象となる既に支給した保護費の算定について、本件費用返還処分通知書には、「※平成29年2月分から平成29年10月分までの支給保護費が返還対象となります。※平成29年10月分は医療費のみが対象となります。」と記載しているが、本件費用返還処分が行われた日が11月17日であることからすると、本件費用返還処分を行う時点において10月分の生活扶助及び住宅扶助は既に支給済みであったと考えられ、10月分の生活扶助及び住宅扶助を既に支給した保護費に含めずに本件処分を行った処分庁の判断には疑問がある(この点について、審理手続において、審理員が処分庁から「これらは戻入処理した」旨聴取したが、当該判断にも疑問がある)。また、ケース診断会議における結論では、2月以降に既に支給した保護費を[ ]円(医療費は平成29年8月分まで)として、10月分の生活扶助及び住宅扶助を含めた額としており(ケース診断会議記録票)、いずれにせよ既に支給した保護費の算定について一貫した取扱いがなされておらず、処分庁の「福祉事務所として組織的に検討を行った」との主張にも



疑問があり、これらの点についても再検討されたい。

(2) 本件廃止処分について

処分庁は、処分庁から提出された要否判定票によると、「死亡日以降、振込日までの支給済み保護費（9・10月分医療費は概算）約 [redacted] 円を法第63条の返還とした場合、残額 [redacted] 円について収入認定扱いとなる。単純計算ではあるが、 [redacted] 円 ÷ [redacted] 円 = 約8カ月保護を要しない状態となる」として、相続財産収入を算入した要否判定を行った上で本件廃止処分を行っている（なお、処分庁の弁明書での主張を採用できないことは後述する。）。そこで、本件廃止処分に違法又は不当な点がないか検討する。

イ この点につき、法第26条における「保護を必要としなくなつたとき」とは、法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態ではなくなった場合をいうと解される。そして、保護を継続実施すべき状態か否かについては、1の(2)のロ及びハのとおり、最低生活費と収入認定額との対比により判断されるものである（なお、当該通知については、法の趣旨に照らして特段不合理な点は見当たらない。）。

ロ 本件において、処分庁は、第1の7及び8のとおり、本件費用返還処分に先立って、本件廃止処分を行っているところ、要否判定における収入認定額は、 [redacted] 円という概算額を用いている。本件収入から返還額を差し引いた額を収入認定すること自体は、1の

(2)のハ記載の局長通知の内容に沿ったものであるが、未確定な請求人世帯の収入認定額を用いて行った本件要否判定は、請求人世帯の保護を要しない期間を適切に判断したものはいえないことは明らかであり、またこの点について処分庁から具体的主張は一切なされていないのであるから、合理性を欠くものといわざるをえない。

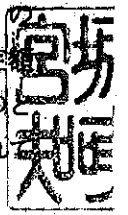
したがって、本件要否判定に基づいて決定された本件廃止処分も同様に合理性を欠くものであり、取消しを免れない。

なお、処分庁は弁明書において、「平成29年10月12日に [redacted] の遺産として受領した [redacted] 円から法63条に基づき返還を決定した [redacted] 円を差し引いた [redacted] 円を生活費に充てることにより、6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断し、遺産の受領日である平成29年10月12日付けで生活保護廃止とした」と主張しているが、処分庁から提出された各資料とは異なる主張であり、これを裏付ける事情もなく、また、この点についての具体的な主張もないことから、採用することはできない。仮に、当該主張が本件廃止処分後に処分庁において整理した内容なのであれば、これを本審査請求手続において主張することは行政不服審査制度の趣旨にも反しうるし（行政不服審査法第29条3項1号参照）、また、処分庁が請求人に対してした説明内容も大いに疑問である（H29青保二第488号平成29年12月27日付け文書参照）。

その他請求人は、第2の1の(2)のとおり、本件廃止処分の保護の廃止時期に誤りがある旨主張するが、上記のとおり本件廃止決定処分の検討過程に誤りがある以上、本裁決書ではこの点は判断しない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求1及び本件審査請求2には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。



平成30年10月29日

宮城県知事 村井 嘉浩

